三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県中野市大字間山字田中坂九〇八、九〇九、九二八から九三〇まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字須原一六九六の二、一六九六の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字須原一六九六の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市東山代町川内野字水ノ元四七四六の一、四七四九の一
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　佐賀県伊万里市黒川町真手野字大砂子二六四一の四五、二六四一の六六、二六四一の六七、二六四一の二一二、二六四一の二一四、二六四一の二二五、二六四一の二二六、二六四一の二二八、二六八〇、黒川町清水字井手ノ下二五〇の二、二五〇の四、二五五、二五六、二五七の二、三〇二の四、大川町川西字古城一五一四、一五一五、字構一五一七の二、一五三〇の一、一五三四の三から一五三四の五まで、一五三五、一五三六、一五三八、一五四〇、一五四一（次の図に示す部分に限る。）、一五四二の一、一五四六、一五八七の一、一五八九、一五九〇の一、一五九〇の二、一六四七、一六四八、一六四九の三、脇田町字瓶屋一七三八の一、一七三八の二、一七四一の四、一七四八（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字水梨甲二九二八の一、甲二九五八の五、甲二九五九の一、甲二九九〇、甲二九九六、甲三〇〇五、甲三〇一一の一、甲三〇一一の二、甲三〇一一の二、甲三〇一三の二から甲三〇一三の三まで、甲三〇二八、甲三〇二九の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県白河市関辺田中山五六の一、五八の一、五八の二、五九、六一、六二、六四、六五の一、六五の二、六七、六八、関山三の二、丸沢三〇の一、三一の一、三一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛媛県四国中央市金砂町平野山字東長野乙六一一の一、乙六一一の二、北宇和郡鬼北町大字下大野三五九二の一、三五九三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東長野乙六一一の一・乙六一一の二・大字下大野三五九二の一・三五九三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに四国中央市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）